

【令和4年12月1日付け処分】

1	
所属部署	道立病院局出先機関
職区分・性別・年齢	役付職員（男性・61歳）
事故の概要	職員は、法定労働時間を超えて労働させる場合、又は休日に労働させる場合、労働基準監督署へ届出する必要がある「36協定」（時間外・休日労働に関する協定届）について、令和3年4月から令和4年3月までの間、令和3年度における届出を怠り、加えて、令和4年4月から令和4年8月までの間、令和4年度における届出を怠ったもの
処分内容	減給 労働基準法第91条に規定する限度の額 （管理監督者：戒告（1名）、訓告（1名））